様式第7号(第5条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 障害児福祉手当特別障害者手当 | 　被災非該当通知書 | 　 |
| 　 |
| 　 | 氏名 | 　 | 　 |
| 住所 | 　 |
| 被災状況非該当の理由 | 　 |
| 　　　　　年　　月　　日付けで被災状況書の提出がありましたが、上記のとおり支給停止を解除することに該当しませんので通知します。　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、島根県知事に対して審査請求をすることができます。　この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められることがあります。　　　　　　年　　月　　日出雲市福祉事務所長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様 |
| 　　◎翌年8月以降について再び | 障害児福祉手当特別障害者手当 | を受けようとするときは、翌年8月11日 |

から9月10日の間に所定の書類により所得状況届を提出してください。